

施策	36	生活困難者の自立及び支援	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり
施策主管課	福祉課	課長名	飯島 剛	内線	5310
政策担当部長名	保健福祉部長 高田 清				
施策関係課名	子育て支援課、保健課、建設管理課、地域計画課、産業振興支援課				
重点施策	関連計画				

1 施策の目的	
目的	対象 生活に困っている人 意図 ①課題や不安を持つ人が少なくなる ②自立した生活を送ることができる。

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
① 自身では解決できなくて公に相談にきた人(生活相談数)	人	292	489	1,982	2,166		2,300 500
② 生活保護者(中国残留邦人等支援事業対象者を除いた人数) 生活保護は世帯単位で認定することから、世帯数を指標とすべきである。	人	396	399	381	402		403
③ 生活保護を受けている世帯人の割合	‰	3.79	3.79	3.48	3.72		3.80
成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理							
① 生活困難に関する相談者のうち、相談によって状況が改善された人の割合 本指標は、改善を測る判断基準がなく感覚的な状況で成果を把握するおそれがあること、国が「生活困窮者自立支援法」を制定する動きがあることから、見直しが必要と考える。	%		98.0				99.8
② 生活保護を受けている人の中で自立した人の数	人	27	22	43	46		20

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	①生活困難者に必要な生活相談に応じる。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ②生活困難者の自立を支援する。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ③市民や事業者の福祉活動を支援する。 ④生活困難者へ居住の場所を提供する。	①相談者数(把握方法:成果指標の再掲)	① 1,982	2166		2,300 2,000
		②自立支援(把握方法:福祉課、子育て支援課で把握)	② 52	27		就労 50人 母子 15人
		③中国帰国者日本語教室及び交流会への参加者数(把握方法:福祉課で把握)	③ 411	434		延べ 350 人
		④公営住宅の入居戸数(把握方法:建設・管理課で把握)(合併により変更)	④ 751	733		800

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	①生活困難者のことを良く理解する。 ②ボランティア活動などに参加し、生活困難者を支援する。 ③生活困難者は自立に向けて自助努力する。	・福祉ボランティア活動への参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に生活保護制度に対する様々な議論がマスコミを賑わしたが、市民から直接的に同種の意見は寄せられていない。 ・経済情勢は依然として厳しく、関係者は連携し、努力しているが、就労自立は容易ではない。
	福祉事業者 NPO法人	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		
	各種団体(例: 市民団体)	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		

3. 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

<input type="checkbox"/>	計画どおり取り組めた
<input checked="" type="checkbox"/>	おおむね計画どおり
<input type="checkbox"/>	あまり取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

<input type="checkbox"/>	進んだ
<input checked="" type="checkbox"/>	ある程度進んだ
<input type="checkbox"/>	あまり進まなかった
<input type="checkbox"/>	進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・平成24年度は、全国的に生活保護制度や生活困窮者支援に対する様々な関心が寄せられたが、生活保護制度適正な運用に努めた。また、ハローワークや援護施設等と協力し前年度より多い46人の自立が達成できた。
 ・こうした成果の一方、依然として厳しい社会経済情勢のもとで、生活保護世帯が増加したことや生活困窮者支援が社会的な課題になってきたことなどを考慮して、施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

【事務事業群テーマ別の評価】

<住居等の提供>

・公営住宅や厚生住宅への入居、家賃補助制度や避難施設の利用などにより居住場所の確保に努め、いわゆるホームレス状態の人は、人が入れ替わりながら1名程度である。

<生活への援助>

・様々な寄せられる相談のなかから、生活の援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応している。

<就労自立の支援>

・6カ所の福祉企業センターで158人の利用者がおり、2人が一般就労した。受託業務の確保、増加に努めたが、中国における日本製品等の不買運動等や円高の影響もあり、収入額は約4,064万円(前年度比97.5%)と減少した。

<生活保護の実施>

・中国帰国者等生活支援による支援費受給世帯は、高齢世帯の死亡による廃止が増えたことで減少した。しかし、依然として厳しい経済情勢のなかで、失業に起因する生活保護受給世帯が増加傾向にあるだけでなく、長期安定的な就労を得ることが難しい状況も生じており、一旦廃止に至っても再度申請に至るケースもある。

<自立生活の補助等>

・生活困窮者の支援においては、目前の困窮状態を緩和し、原因を取り除いていくことが大切であり、相談を受けながらきめ細かな対策を紹介し、関係機関等が連携して支援している。
 ・社会援護の取組としては、犯罪者の更生に関して、地域生活への移行支援が求められるようになってきていることから、社会を明るくする運動において「公開ケース研究会」「ミニ集会」「作文募集」などを行い、市民の皆さんへの啓発に務めた。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・生活保護に至る要因は、受給者の人生における様々な物事に起因することも多いことから、自らが生活や社会との関係の仕方を律する能力を得られるような支援が重要になっており、就労指導以外の多様な面からのアプローチが必要であることから、制度改正や世論の動向だけで生保受給の抑制や受給者の自立を促すことにならないのが現実であることを理解して対応していく必要がある。
 ・この施策は、様々な寄せられる生活相談のなかから、生活困窮状態を緩和し、その原因を取り除いていくために必要な支援策を講じていくものである。現行の制度や支援策を動員し、また、今後の制度改革等も注視しながら、市民の生存権が保障されるような支援を進めていく。

施策	36	生活困難者の自立及び支援	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課	課長名	飯島 剛	内線	5310	政策担当部長名	保健福祉部長 高田 清
施策関係課名	子育て支援課、保健課、建設管理課、地域計画課、産業振興支援課						
重点施策	関連計画						

1 施策の目的	
目的	対象 生活に困っている人 意図 ①課題や不安を持つ人が少なくなる ②自立した生活を送ることができる。

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
① 自身では解決できなくて公に相談にきた人(生活相談数)	人	292	489	1,982	2,166		2,300 500
② 生活保護者(中国残留邦人等支援事業対象者を除いた人数) 生活保護は世帯単位で認定することから、世帯数を指標とすべきである。	人	396	399	381	402		403
③ 生活保護を受けている世帯人の割合	‰	3.79	3.79	3.48	3.72		3.80
成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理							
① 生活困難に関する相談者のうち、相談によって状況が改善された人の割合 本指標は、改善を測る判断基準がなく感覚的な状況で成果を把握するおそれがあること、国が「生活困窮者自立支援法」を制定する動きがあることから、見直しが必要と考える。	%		98.0				99.8
② 生活保護を受けている人の中で自立した人の数	人	27	22	43	46		20

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	①生活困難者に必要な生活相談に応じる。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ②生活困難者の自立を支援する。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ③市民や事業者の福祉活動を支援する。 ④生活困難者へ居住の場所を提供する。	①相談者数(把握方法:成果指標の再掲)	① 1,982	2166		2,300 2,000
		②自立支援(把握方法:福祉課、子育て支援課で把握)	② 52	27		就労 50人 母子 15人
		③中国帰国者日本語教室及び交流会への参加者数(把握方法:福祉課で把握)	③ 411	434		延べ 350 人
		④公営住宅の入居戸数(把握方法:建設・管理課で把握)(合併により変更)	④ 751	733		800

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	①生活困難者のことを良く理解する。 ②ボランティア活動などに参加し、生活困難者を支援する。 ③生活困難者は自立に向けて自助努力する。	・福祉ボランティア活動への参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に生活保護制度に対する様々な議論がマスコミを賑わしたが、市民から直接的に同種の意見は寄せられていない。 ・経済情勢は依然として厳しく、関係者は連携し、努力しているが、就労自立は容易ではない。
	福祉事業者 NPO法人	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		
	各種団体(例: 市民団体)	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		

3. 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

<input type="checkbox"/> 計画どおり取り組めた
<input checked="" type="checkbox"/> おおむね計画どおり
<input type="checkbox"/> あまり取り組めなかった
<input type="checkbox"/> 達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

<input type="checkbox"/> 進んだ
<input checked="" type="checkbox"/> ある程度進んだ
<input type="checkbox"/> あまり進まなかった
<input type="checkbox"/> 進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・平成24年度は、全国的に生活保護制度や生活困窮者支援に対する様々な関心が寄せられたが、生活保護制度適正な運用に努めた。また、ハローワークや援護施設等と協力し前年度より多い46人の自立が達成できた。

・こうした成果の一方、依然として厳しい社会経済情勢のもとで、生活保護世帯が増加したことや生活困窮者支援が社会的な課題になってきたことなどを考慮して、施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

【事務事業群テーマ別の評価】

<住居等の提供>

・公営住宅や厚生住宅への入居、家賃補助制度や避難施設の利用などにより居住場所の確保に努め、いわゆるホームレス状態の人は、人が入れ替わりながら1名程度である。

<生活への援助>

・様々な寄せられる相談のなかから、生活の援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応している。

<就労自立の支援>

・6カ所の福祉企業センターで158人の利用者がおり、2人が一般就労した。受託業務の確保、増加に努めたが、中国における日本製品等の不買運動等や円高の影響もあり、収入額は約4,064万円(前年度比97.5%)と減少した。

<生活保護の実施>

・中国帰国者等生活支援による支援費受給世帯は、高齢世帯の死亡による廃止が増えたことで減少した。しかし、依然として厳しい経済情勢のなかで、失業に起因する生活保護受給世帯が増加傾向にあるだけでなく、長期安定的な就労を得ることが難しい状況も生じており、一旦廃止に至っても再度申請に至るケースもある。

<自立生活の補助等>

・生活困窮者の支援においては、目前の困窮状態を緩和し、原因を取り除いていくことが大切であり、相談を受けながらきめ細かな対策を紹介し、関係機関等が連携して支援している。

・社会援護の取組としては、犯罪者の更生に関して、地域生活への移行支援が求められるようになってきていることから、社会を明るくする運動において「公開ケース研究会」「ミニ集会」「作文募集」などを行い、市民の皆さんへの啓発に務めた。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・生活保護に至る要因は、受給者の人生における様々な物事に起因することも多いことから、自らが生活や社会との関係の仕方を律する能力を得られるような支援が重要になっており、就労指導以外の多様な面からのアプローチが必要であることから、制度改正や世論の動向だけで生保受給の抑制や受給者の自立を促すことにならないのが現実であることを理解して対応していく必要がある。

・この施策は、様々な寄せられる生活相談のなかから、生活困窮状態を緩和し、その原因を取り除いていくために必要な支援策を講じていくものである。現行の制度や支援策を動員し、また、今後の制度改革等も注視しながら、市民の生存権が保障されるような支援を進めていく。

施策	36	生活困難者の自立及び支援	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課	課長名	飯島 剛	内線	5310	政策担当部長名	保健福祉部長 高田 清
施策関係課名	子育て支援課、保健課、建設管理課、地域計画課、産業振興支援課						
重点施策	関連計画						

1 施策の目的

目的	対象	生活に困っている人
	意図	①課題や不安を持つ人が少なくなる ②自立した生活を送ることができる。

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
① 自身では解決できなくて公に相談にきた人(生活相談数)	人	292	489	1,982	2,166		2,300 500
② 生活保護者 (中国残留邦人等支援事業対象者を除いた人数) 生活保護は世帯単位で認定することから、世帯数を指標とすべきである。	人	396	399	381	402		403
③ 生活保護を受けている世帯人の割合	‰	3.79	3.79	3.48	3.72		3.80
成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理							
① 生活困難に関する相談者のうち、相談によって状況が改善された人の割合 本指標は、改善を測る判断基準がなく感覚的な状況で成果を把握するおそれがあること、国が「生活困窮者自立支援法」を制定する動きがあることから、見直しが必要と考える。	%		98.0				99.8
② 生活保護を受けている人の中で自立した人の数	人	27	22	43	46		20

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	①生活困難者に必要な生活相談に応じる。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ②生活困難者の自立を支援する。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ③市民や事業者の福祉活動を支援する。 ④生活困難者へ居住の場所を提供する。	①相談者数 (把握方法:成果指標の再掲) ②自立支援 ・生活保護者が就労した人数 ・母子家庭の自立支援をした数 (把握方法:福祉課、子育て支援課で把握)	① 1,982	2166		2,300 2,000
		③中国帰国者日本語教室及び交流会への参加者数 (把握方法:福祉課で把握)	② 52	27		就労 50人 母子 15人
		④公営住宅の入居戸数 (把握方法:建設・管理課で把握)(合併により変更)	③ 411	434		延べ 350 人
			④ 751	733		800

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	①生活困難者のことを良く理解する。 ②ボランティア活動などに参加し、生活困難者を支援する。 ③生活困難者は自立に向けて自助努力する。	・福祉ボランティア活動への参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に生活保護制度に対する様々な議論がマスコミを賑わしたが、市民から直接的に同種の意見は寄せられていない。 ・経済情勢は依然として厳しく、関係者は連携し、努力しているが、就労自立は容易ではない。
	福祉事業者 NPO法人	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		
	各種団体(例: 市民団体)	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		

3. 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

- 計画どおり取り組めた
- おおむね計画どおり
- あまり取り組めなかった
- 達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

- 進んだ
- ある程度進んだ
- あまり進まなかった
- 進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・平成24年度は、全国的に生活保護制度や生活困窮者支援に対する様々な関心が寄せられたが、生活保護制度適正な運用に努めた。また、ハローワークや援護施設等と協力し前年度より多い46人の自立が達成できた。
 ・こうした成果の一方、依然として厳しい社会経済情勢のもとで、生活保護世帯が増加したことや生活困窮者支援が社会的な課題になってきたことなどを考慮して、施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

【事務事業群テーマ別の評価】

<住居等の提供>

・公営住宅や厚生住宅への入居、家賃補助制度や避難施設の利用などにより居住場所の確保に努め、いわゆるホームレス状態の人は、人が入れ替わりながら1名程度である。

<生活への援助>

・様々な寄せられる相談のなかから、生活の援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応している。

<就労自立の支援>

・6カ所の福祉企業センターで158人の利用者がおり、2人が一般就労した。受託業務の確保、増加に努めたが、中国における日本製品等の不買運動等や円高の影響もあり、収入額は約4,064万円(前年度比97.5%)と減少した。

<生活保護の実施>

・中国帰国者等生活支援による支援費受給世帯は、高齢世帯の死亡による廃止が増えたことで減少した。しかし、依然として厳しい経済情勢のなかで、失業に起因する生活保護受給世帯が増加傾向にあるだけでなく、長期安定的な就労を得ることが難しい状況も生じており、一旦廃止に至っても再度申請に至るケースもある。

<自立生活の補助等>

・生活困窮者の支援においては、目前の困窮状態を緩和し、原因を取り除いていくことが大切であり、相談を受けながらきめ細かな対策を紹介し、関係機関等が連携して支援している。
 ・社会援護の取組としては、犯罪者の更生に関して、地域生活への移行支援が求められるようになってきていることから、社会を明るくする運動において「公開ケース研究会」「ミニ集会」「作文募集」などを行い、市民の皆さんへの啓発に務めた。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・生活保護に至る要因は、受給者の人生における様々な物事に起因することも多いことから、自らが生活や社会との関係の仕方を律する能力を得られるような支援が重要になっており、就労指導以外の多様な面からのアプローチが必要であることから、制度改正や世論の動向だけで生保受給の抑制や受給者の自立を促すことにならないのが現実であることを理解して対応していく必要がある。
 ・この施策は、様々な寄せられる生活相談のなかから、生活困窮状態を緩和し、その原因を取り除いていくために必要な支援策を講じていくものである。現行の制度や支援策を動員し、また、今後の制度改革等も注視しながら、市民の生存権が保障されるような支援を進めていく。

施策	36	生活困難者の自立及び支援	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり		
施策主管課	福祉課	課長名	飯島 剛	内線	5310	政策担当部長名	保健福祉部長 高田 清
施策関係課名	子育て支援課、保健課、建設管理課、地域計画課、産業振興支援課						
重点施策	関連計画						

1 施策の目的

目的	対象	生活に困っている人
	意図	①課題や不安を持つ人が少なくなる ②自立した生活を送ることができる。

2 現状把握

(1) 対象指標、成果指標の状況

対象指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	見込み 28年度
① 自身では解決できなくて公に相談にきた人(生活相談数)	人	292	489	1,982	2,166		2,300 500
② 生活保護者(中国残留邦人等支援事業対象者を除いた人数) 生活保護は世帯単位で認定することから、世帯数を指標とすべきである。	人	396	399	381	402		403
③ 生活保護を受けている世帯人の割合	‰	3.79	3.79	3.48	3.72		3.80
成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標 28年度
※成果指標の設定の考え方は別ワークシートにて整理							
① 生活困難に関する相談者のうち、相談によって状況が改善された人の割合 本指標は、改善を測る判断基準がなく感覚的な状況で成果を把握するおそれがあること、国が「生活困窮者自立支援法」を制定する動きがあることから、見直しが必要と考える。	%		98.0				99.8
② 生活保護を受けている人の中で自立した人の数	人	27	22	43	46		20

(2) 成果向上に向けての役割分担

主体	役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	23年度 実績	24年度	25年度	目標 28年度
行政	①生活困難者に必要な生活相談に応じる。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ②生活困難者の自立を支援する。(生活保護法、高齢者虐待防止法、中国残留邦人等支援法、母子寡婦福祉法) ③市民や事業者の福祉活動を支援する。 ④生活困難者へ居住の場所を提供する。	①相談者数(把握方法:成果指標の再掲) ②自立支援 ・生活保護者が就労した人数 ・母子家庭の自立支援をした数(把握方法:福祉課、子育て支援課で把握)	① 1,982	2166		2,300 2,000
		③中国帰国者日本語教室及び交流会への参加者数(把握方法:福祉課で把握)	② 52	27		就労 50人 母子 15人
		④公営住宅の入居戸数(把握方法:建設・管理課で把握)(合併により変更)	③ 411	434		延べ 350 人
			④ 751	733		800

主体		役割分担	ムトス指標と把握方法と単位	役割発揮の特記事項
市民等	個人	①生活困難者のことを良く理解する。 ②ボランティア活動などに参加し、生活困難者を支援する。 ③生活困難者は自立に向けて自助努力する。	・福祉ボランティア活動への参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に生活保護制度に対する様々な議論がマスコミを賑わしたが、市民から直接的に同種の意見は寄せられていない。 ・経済情勢は依然として厳しく、関係者は連携し、努力しているが、就労自立は容易ではない。
	福祉事業者 NPO法人	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		
	各種団体(例: 市民団体)	①生活困難者に対して各種福祉サービス事業を提供する。		

3. 平成24年度の評価結果

(1) 実施した事務事業の評価(取組みの状況評価)

<input type="checkbox"/>	計画どおり取り組めた
<input checked="" type="checkbox"/>	おおむね計画どおり
<input type="checkbox"/>	あまり取り組めなかった
<input type="checkbox"/>	達成できなかった

(2) 施策全体の評価(外部要因も含めた総合的な評価)

<input type="checkbox"/>	進んだ
<input checked="" type="checkbox"/>	ある程度進んだ
<input type="checkbox"/>	あまり進まなかった
<input type="checkbox"/>	進まなかった

4 平成24年度の取組概要と評価(成果や課題、その要因)

【施策全体の評価】

・平成24年度は、全国的に生活保護制度や生活困窮者支援に対する様々な関心が寄せられたが、生活保護制度適正な運用に努めた。また、ハローワークや援護施設等と協力し前年度より多い46人の自立が達成できた。
 ・こうした成果の一方、依然として厳しい社会経済情勢のもとで、生活保護世帯が増加したことや生活困窮者支援が社会的な課題になってきたことなどを考慮して、施策全体の評価は「ある程度進んだ」としたものである。

【事務事業群テーマ別の評価】

<住居等の提供>

・公営住宅や厚生住宅への入居、家賃補助制度や避難施設の利用などにより居住場所の確保に努め、いわゆるホームレス状態の人は、人が入れ替わりながら1名程度である。

<生活への援助>

・様々な寄せられる相談のなかから、生活の援助が必要なケースに対して、各種制度や事業により対応している。

<就労自立の支援>

・6カ所の福祉企業センターで158人の利用者がおり、2人が一般就労した。受託業務の確保、増加に努めたが、中国における日本製品等の不買運動等や円高の影響もあり、収入額は約4,064万円(前年度比97.5%)と減少した。

<生活保護の実施>

・中国帰国者等生活支援による支援費受給世帯は、高齢世帯の死亡による廃止が増えたことで減少した。しかし、依然として厳しい経済情勢のなかで、失業に起因する生活保護受給世帯が増加傾向にあるだけでなく、長期安定的な就労を得ることが難しい状況も生じており、一旦廃止に至っても再度申請に至るケースもある。

<自立生活の補助等>

・生活困窮者の支援においては、目前の困窮状態を緩和し、原因を取り除いていくことが大切であり、相談を受けながらきめ細かな対策を紹介し、関係機関等が連携して支援している。
 ・社会援護の取組としては、犯罪者の更生に関して、地域生活への移行支援が求められるようになってきていることから、社会を明るくする運動において「公開ケース研究会」「ミニ集会」「作文募集」などを行い、市民の皆さんへの啓発に務めた。

5 上記を踏まえて、今後は、どのような対策を実施していきますか

・生活保護に至る要因は、受給者の人生における様々な物事に起因することも多いことから、自らが生活や社会との関係の仕方を律する能力を得られるような支援が重要になっており、就労指導以外の多様な面からのアプローチが必要であることから、制度改正や世論の動向だけで生保受給の抑制や受給者の自立を促すことにならないのが現実であることを理解して対応していく必要がある。
 ・この施策は、様々な寄せられる生活相談のなかから、生活困窮状態を緩和し、その原因を取り除いていくために必要な支援策を講じていくものである。現行の制度や支援策を動員し、また、今後の制度改革等も注視しながら、市民の生存権が保障されるような支援を進めていく。